

Title	〔商法八八〕親子会社間の一定範囲内の取引約定に基づく取引と商法第二六五条による取締役会の一般的承認(名古屋高裁昭和四一年二月二四日判決)
Sub Title	
Author	米津, 昭子(Yonetsu, Teruko) 商法研究会( Shōhō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1969
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.42, No.11 (1969. 11) ,p.99- 103
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19691115-0099">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19691115-0099</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 判例研究

〔商法 八八〕 親子会社間の一定範囲内の取引約定に基づく取引と

商法第二六五条による取締役会の一般的承認

（名古屋高裁昭四〇（ホ）第七五五号  
昭和四一・二・二四判決、破産債権確定請求控訴事件  
下級民集一七卷一、二号九九頁）

【判示事項】 商法第二六五条による取締役会の一般的承認を有効と認めた事例

【参照条文】 商法第二六五条

【事実】 訴外A会社は、砂利の採取、販売等を営業目的とするX会社の子会社で、X会社は、A会社の設立に際して発行する株式数の九〇%以上をひきうけ、X会社の代表取締役Bは、同時にA会社の代表取締役であるという関係である。

X会社はA会社に対し、砂利代金支払のため、数通の手形を振出したが、その手形はY会社に譲渡され、現にY会社がその手形の所持人である。ところがその後X会社が破産したため、Y会社はX会社に対して破産債権確定のため本訴を提起したものと推測される。

第一審ではこの破産債権の存在を認めてY会社を勝訴させたので、X会社は、本件数通の手形を振出すに際し、取締役会の「一般的承認を与えた事実ありとするも、元来商法第二六五条による取

締役会の承認は個々のこと要し、包括的になすも承認の効果は生じない」と主張し、この破産債権の存在を否認して控訴に及んだ。これが本件である。

これに対し被控訴人Y会社は、「商法第二六五条の取締役会の承認は定型もしくは類型的な行為一般についてはこれを概括的、一般的になしてもよいとするのが通説判例である。

本件各手形はいずれもX会社のA会社に対する砂利代金の支払、もしくは、A会社の取引先に対する代金の支払の資金援助という原因関係上も特定せる基本的取決めに従い、かつ、X会社がA会社に対して振出す手形行為という定型的な行為になされた承認であるから、商法第二六五条の取締役会の承認としての効力を有している。いまや商法第二六五条がそのまま無条件に手形行為に適用されることについては（ことに本件のごとく第三者が所持人となつてるとき）、大いなる反省がなされ制限的解釈が至当とされている折柄、控訴人

主張のごとく承認をせましく解釈する態度は決して許されない」と抗弁した。

【判旨】 控訴棄却。

商法第二六五条の取締役会の承認は個々の取引について与えられ、これを要し包括的たることを得ないというのは、会社の利益に対する危険防止のために設けられた商法第二六五条の立法趣旨が没却される虞があるからである。してみると、一般的、包括的な承認であつても右の立法目的に反しない場合はこれを有効と解してもなんら差支えないはずである。本件についてこれをみると、原審認定のごとく、(1)訴外A会社は砂利の採取、販売等を営業の目的とするX会社のいわゆる子会社で、設立に際して発行された株式数の九〇%以上がX会社によつて引受けられ、かつ、X会社の代表取締役をして、自己の採取した砂利等をX会社をふくむ若干の需要家に販売供給するとともに、X会社を除くその余の需要家に対して販売した砂利等の代金を取り立てるべき権限をX会社に授与し、一方X会社はかかる授權に基づいて取立てた販売代金を精算し、さらにX会社のみならず買受けた砂利代金を支払うために、あるいは、A会社のために金融上の援助を与えるために、訴外A会社に対し手形を振出すという基本的取決めがなされていた事実が認められる。このような事実関係のもとにおいて、X会社の取締役会が本件手形振出につき与えた一般的承認は、特定の取引関係について与えられた承認といふべきであつて、X会社の利益に対し危険を及ぼすおそれがあると

は到底考えられないから、これを有効と解するのが相当である。

【評釈】 判旨に反対。

本件につき判旨は次の如き論旨の進め方をしている。

一、会社がその代表取締役に對して手形を振出す行為は、商法第二六五条の承認を要する行為である。

二、この場合の取締役会の承認は、個々の取引について与えることを要し、漠然と包括的に一般的承認を与えてはならない。しかしその取引が会社にとつて利害衝突のおそれがないときは包括的に一般的承認を与えても差支えない。

三、本件の手形振出行為は、いわゆる親子会社間で一定範囲内の取引を行う旨の基本的取引約定が定められている場合の行為であるから、かかる場合の取締役会の承認は一般的承認で足りる。

四、本件手形振出行為は取締役会の一般的承認を経ているから、有効な行為であり、破産債権の存在は認められる。

そこで以下に順を追つてこれらの点についての私見を述べることにする。

判旨の第一点であるが、会社と取締役間の手形行為については、学説の中にはこの判旨と反対に、手形行為は、商法第二六五条の取引にあらず、それに対する取締役会の承認も不要とするものもみられる(田中耕「手形関係の本質」商法研究一・五七三、石井「概説商法三九六、松田」会社法概論二〇四、大浜「取締役と取締役会」株式会社法講座三・一〇七〇)が、私は、手形行為も取締役会の承認を要する行為と解する。それは、商法第二六五条は会社と取締役の利害衝突を防止するという会社の利益を守るための規定であり、一方手形行為は、手形行為によ

つて原因関係とは別の新たな手形債務を負担する行為であり、しかも手形債務は準証責任が転換されるとか、第三者に譲渡されると人的抗弁が切断されるとか、履行を怠ると取引停止処分を受けるとか、或いは手形訴訟によるきびしい取引がなされる等の点で、それは原因関係上の債務よりはるかに厳格な支払義務となるためである。したがつて私は、それが取締役会社間の手形行為であることのみをもつて、両者に利害衝突を来たさなない行為とすることはできないと解するし、商法第二六五条の取引に該当しないとすることはできないと考えるからである。それ故この点は、取締役会社間の手形行為も商法第二六五条の取引に含まれるとする判旨の見解に賛成である（学説も大多数のものはこの立場に立っている。例えば大隅・全訂会社法論中三二、西原・会社法二二三、大森・改訂会社法講義七七八、大塚谷・取締役の自己取引と手形行為、商法演習II一六、奥方・会社法学II四五七、服部・会社法提要二二、最判昭和三八・三・四民集一七・二・三三五、米津・取締役・会社間の手形行為、伊沢先生選置記念・判例手形）。

次にこのように解すると、会社と取締役間で手形行為をなす場合は取締役会の承認を要することになるが、この承認はいかになすべきかが問題となる（判旨第一点）。

本判旨は原則として一般的承認であつてはならないことを前提とし、個々の取引についての承認が必要であるとしているが、この点は学説判例上も反対するものは見受けられないし、問題のないところといえよう。ただかかる商法第二六五条に該当する取引の中にも個々の取引について一々承認を要さず、包括的に一般的な承認があれば適法な承認といえる場合があるのかが問題となる。

そもそも商法第二六五条の取締役会の承認が包括的たることを得

ず、個々の取引について与えられることを要するのは、かかる解釈のリーディングケースである大審院明治三十七年六月二一日の判決が述べる如く「或取引カ果シテ会社ノ為メ利益ナルヤ否ハ現実其取引自体ニ付キ考慮スルニアラサレバ之ヲ知得シ難」いから（民録〇）である。するとその取引が会社の利益を害するおそれがないことが明らかならば、その承認も包括的、一般的になされてさしつかえない（本間「取締役会の承認」学説上も、たとえば製造会社に対する特定の部分品の継続的な提供の場合のように、定型化された同種の行為の反覆については、一般的承認で差支えないと解している（通説）。このような意味からすれば、将来一定期間に亙つて特定の商品を一定数量または一定金額の範囲内で継続的に取引することについての承認や、また特定の取引から生ずる将来の手形の書換についての承認は有効と解し得よう（同説、本間・前掲書四二四、および東京地。商法第二六五条は、自己取引が会社と取締役間に利害対立を来し、往々にして会社に不利益を蒙らせるおそれがあるので、それを防止しようとする主旨で設けられているのであるから、或る取引が単に会社が利益を得るのみである場合、又は少くとも会社は不利益を蒙らないことが明らかなる場合ならば、もともとかかる取引は商法第二六五条に該当せず、取締役会の承認も不要と解し得る。そこで取締役会の承認が問題になるのは、一応商法第二六五条に該当する行為とされたものが、更に取締役会の承認を得るに際し、一般的又は包括的な承認でも商法第二六五条の立法主旨に反しないかが問題でなければならぬ。つまり、自己取引に対する取締役会の承認

が、一切の行為をなすことを予め認めるといふような概括的なものではなく、特定の取引について個々に与えられるものでなければならぬとするのは、商法第二六五条の意図する利害の対立は、具体的事実に基づいて考えなければ判断の正確が期せられないからである。したがつてこの趣旨を推して行けば、その立法主旨に反しない行為は、その度毎に取締役会の承認を要する必要はないこととなる。すなわち、反覆してなされる同種同型の取引について、その種類、期間、限度等を定めて包括的に承認を与えることは差支えない。

以上私は、判旨の述べる第一点と第二点については、判旨と同じく

一、取締役、会社間の手形行為も商法第二六五条の取引に該当する。  
二、その場合の承認は個別的になされなければならないが、反覆してなされる同種同型の取引については、その種類、期間、限度などを定めて包括的に承認を与えることができる。  
と解するものである。

しかし判旨は以上を前提としながら、本件事案については、包括的承認を以て適法の承認と認められる場合だとしている（判旨第三点ないし第四点、その点について次に述べる）。

判旨の事実認定に基づけば、A会社は、自己の採取した砂利等を破産会社を含む若干の需要家に販売供給するとともに、X会社を除くその余の需要家に対して販売した砂利等の代金を取り立てるべき

権限をX会社に授け、一方X会社は、かかる授權に基づいて取り立てた販売代金を精算し、さらにX会社が自ら買受けた砂利代金を支払うために、或いはA会社のために金融上の援助を与えるために、A会社に対し手形を振出すという基本的取決めがなされていることが認定されている。

すると、本件の場合のX会社とA会社の取引関係は、大体、次の四つの行為が考えられる。

一、A会社とX会社の砂利の取引。

二、X会社がA会社より与えられた権限に基づき取立てた販売代金の精算。

三、X会社が自ら買受けた砂利代金のA会社に対する支払。

四、金融等を含めて手形を振出す行為である。

これでは、A会社とX会社との間でどれ程判然とした基本契約がなされていたか、又これに対しX会社の取締役会の承認がいかなる行為のいかなる範囲について承認があつたのか、本判例だけでは判然しないが、私はA会社とX会社の砂利の取引だけでもこれがここにいわゆる同種同型の取引といえるのか疑問に思うのである。ここに包括的承認を認めるという意味は、あくまで個々の取引についての承認を要するが、毎度くりかえし行っているような行為についてまでも個々の承認を要するという意味ではないといふだけのことであつて、どれ程今後取引が行われるか予測できない取引についてまで漠然と承認を与えることが認められる趣旨でないことというまでもない。したがつて私は本判旨が、本件事案に対して取締役会の包

括的承認を認めている点には賛成し得ない。

次に、本件A会社はX会社のいわゆる子会社である。そこで、親子会社間の取引は商法第二六五条の取引に該当しないか、または該当してもその場合の承認は包括的承認で差支えないかという問題が残る。

商法第二六五条の規定を形式的にみる限り、取引をなす両会社間が親子関係にあるか否かにかかわらず、かかる取引は商法第二六五条の適用を受け、取締役会の承認を要すると解することができる。

しかしこれを実質的にみると、親子会社にも種々の形態があり、親子会社にも親子会社が同一営業を営み、しかも親会社が子会社の全株式を所有し、しかも役員が全員兼任という場合も存する。かかる場合は、法律的には二つの人格ではあつても、経済的には少くと

も完全に単一体で、その間に利害の衝突のおそれはないといえる。

かかる場合に果して商法第二六五条の適用をそのまま認めるべきかは一つの問題であるが、私は、かかる場合ならばその立法趣旨から商法第二六五条の適用を排除しても差支えないと考える。しかし親子会社の営業内容が異り、株式数もその大半を親会社が有し、両社間においては継続的取引がなされているというだけの関係ならば、勿論本案の適用を受け、取締役会の承認を要するものと考えざるべきである。つまり私は、それが親子会社であるというだけの理由では、その両会社の取引が直ちに商法第二六五条の承認を必要としないうということにはならないと考えるし、同様に、その取引が商法第二六五条の取引に該当する場合にも直ちにその承認が包括的承認でよいということにはならないと考える。

(米津 昭子)

## 〔労働法 六四〕 試用契約の性格とその適格性の判断基準

日本軽金属飯処分事件  
東京地裁昭和四二年(コ)第三九九号  
昭和四四年一月二八日判決  
昭民集二〇卷一號二八頁以下

### 【事実】

申請人Sは、昭和四二年春大学卒業後直ちに被申請人日本軽金属株式会社(以下単に会社という)に入社し、昭和四二年四月一日入社と同時に見習社員として就業した。Sは、他の大学卒業の新入社員四五名とともに、本社勤労部人事課勤務となり東京、清水、蒲

原、新潟などにおいて講義受講、工場実習、工場見学、レポート作成などの新入社員教育を同年六月三〇日まで受けたが、Sのみは、昭和四二年七月一日以降本社人事課人事係に配属されることになった。ところが会社は、同年九月二日Sに対し口頭で、九月三〇日付をもつて解雇する旨の意思表示をした。会社の就業規則一四